

公認 SAM コンサルタントトレーナー資格認定基準

2017 年 5 月 24 日 改定

(目的)

第 1 条 本基準は、公認SAMコンサルタントトレーナー（以下、「CSCT」という）資格の認定要件等に関して定めることを目的とする。

(資格認定要件)

- 第 2 条
1. SAMACの基準に則した、公認SAMコンサルタント（以下「CSC」という）研修の講師を務めるために必要な知識と経験を有している者を、CSCTとして認定する。
 2. CSCT資格の認定要件として次のとおり定める。
 - (イ) CSC成熟度評価マスター研修、構築マスター研修、運用改善マスター研修を修了していること。
 - (ロ) 資格認定委員会による面接による審査を受け、十分な能力があることを認定されること
 - (ハ) SAMACの主催するCSC研修にてオブザーバ参加1回、講師2回を担当し、講師を担当した研修についてはCSCT 2名が聴講し、評価する。
 - (ニ) 聴講したCSCT 2名が推薦すること。
 - (ホ) 資格認定委員会が承認すること。
 - (ヘ) 登録審査料としてSAMACに2万円（消費税別）を納めていること。
登録審査料は理由を問わず返金しないものとする。

(資格有効期間)

第 3 条 資格の有効期間は資格認定後2年間とする。

(資格更新条件)

第 4 条 CSCT資格の維持・更新

下記に示す要件を満たす場合は、CSCT資格を維持することができる。

- (イ) 2年間にCSC研修において「SAMの目的～SAMの構築」または「成熟度評価」のいずれかについて講師1回、チューター1回以上の参加すること。
- (ロ) SAMACの指定するCSCおよびCSCTのアップデート・フォローアップ研修を受講・修了すること。
- (ハ) 公認SAMコンサルタントの資格要件を維持すること。
- (ニ) 更新時には、SAMACが指定するフォローアップ研修を受講すること
- (ホ) 更新審査料としてSAMACに7千円（消費税別）を納めていること。

(資格の停止)

第 5 条 資格認定後であっても以下の場合には資格認定委員会は、理事会の承認を得ることにより資格を停止することができる。

- (イ) 第 4 条（資格更新条件）の基準に満たない場合
- (ロ) 資格に満たないと判断される事象が確認された場合。

(本基準の施行)

第 6 条 本基準は2013年 10月 9日より施行する。

2017 年 5 月 24 日 改定

以上